

〔1〕 建物関係

〔1〕 - 1 基準・要領等

(1) 補償基準 (抜粋)

(2) 補償基準細則 (抜粋)

(3) 建物移転料算定要領

様式 第1号～第5号

別記 曳家移転料算定要領

様式 第1～2

別添一 木造建物調査積算要領

別添1 木造建物図面作成基準

別添2 木造建物数量積算基準

様式 第1～9

別添二 非木造建物調査積算要領

別添1 非木造建物図面作成基準

別添2 非木造建物数量計測基準

別添3 非木造建物
工事内説明細書式

木造・非木造共通

非木造建物

曳家移転料算定要領の解説

木造建物調査積算要領の解説

Q & A

非木造建物調査積算要領の解説

別表 統計数量表

別記 非木造建物補償諸率表

様式 工事内説明細書

(4) 再築補償率の考え方

1 木造建物の再築補償率

2 非木造建物の再築補償率

(5) 石綿調査算定要領

様式 第1～2、調査算定フロー

(6) 廃材運搬費及び廃材
処分費の算定方法に
ついて

I 木造建物について

II 非木造建物について

別添 様式

建物の区分 (建物移転料算定要領 第2条)

建物区分	判断基準
木造建物〔I〕	土台、柱、梁、小屋組等の主要な構造部に木材を使用し、軸組（在来）工法により建築されている専用住宅、共同住宅、店舗、事務所、工場、倉庫等の建物で主要な構造部の形状・材種、間取り等が一般的と判断される平家建又は2階建の建物
木造建物〔II〕	土台、柱、梁、小屋組等の主要な構造部に木材を使用し、軸組（在来）工法により建築されている劇場、映画館、公衆浴場、体育館等で主要な構造部の形状・材種、間取り等が一般的でなく、木造建物〔I〕に含まれないと判断されるもの又は3階建の建物
木造建物〔III〕	土台、柱、梁、小屋組等の主要な構造部に木材を使用し、ツーバイフォー工法又はプレハブ工法等軸組（在来）工法以外の工法により建築された建物
木造特殊建物	土台、柱、梁、小屋組等の主要な構造部に木材を使用し、軸組（在来）工法により建築されている神社、仏閣、教会堂、茶室、土蔵造等の建物で建築に特殊な技能を必要とするもの又は歴史的価値を有する建物
非木造建物〔I〕	柱、梁等の主要な構造部が木材以外の材料により建築されている鉄骨造、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造、コンクリートブロック造等の建物 ※一部用途は、統計値【適用不可】
非木造建物〔II〕	石造、レンガ造及びプレハブ工法により建築されている鉄骨系又はコンクリート系の建物 ※統計値【適用不可】

〔1〕 - 2 諸率表

(1) 共通仮設費率表

(2) 諸経費率表

(3) 木造建物標準耐用年数判定表

(4) 非木造建物標準耐用年数判定表

(5) 木造建物再築補償率表 (価値補正率 $\alpha=0$)

(6) 木造建物標準再築補償率表

(7) 木造建物再築補償率表 (耐用年数満了後)

(8) 非木造建物再築補償率表 (価値補正率 $\alpha=0$)

(9) 木造建物現価率表

(10) 木造建物現価率表 (補正)

(11) 非木造建物現価率表

(12) 運用益損失額補償率表

(13) 価値補正率基準表

(14) 標準耐用年数満了後の木造建物の
実態的耐用年数の調査算定について

様式

様式

〔1〕 - 3 算定例

(1) 法令改善費の運用益損失額補償額の算定例

(2) 廃材運搬費及び廃材処分費内訳書の算定例

例1～3

〔2〕 工作物関係 (略)

非木Q&A一覧

番号 要点ポイント

非木造建物調査算定要領の解説(改訂版)
令和2年4月(修正 令和3年3月)

全般		調査	図面	数量							算定			Q&A 番号	内容	関連要領等
建物 区分	工法 等			全般	仮設	土工 地業	く体	仕上	設備	解体	直工	推建 費	移転 料			
非木 とは														1-1	非木造建物とは、どのような建物をいうのか。	建物算定要領 第2条
	非木 構造													1-2	建物などの本によく「RC造」「S造」「SRC造」「LGS造」「CB造」と書いてあるが、その意味を教えてください。	—
	移転 工法													1-3	非木造建物の移転工法は、どのように決めるのか。	補償基準細則 第15 (国交省運用方針 第16)
	曳家													1-4	非木造建物を曳家することは可能か。	—
		不 可視												1-5	不可視部分とはどのような部分のことをいうのか。また、どのように調査するのか。	非木造建物要領 第2条2項 非木造建物要領 第6条
		資料 調査												1-6	建物を建ててから年数がたち、建築確認申請書に添付した建物図面を紛失してしまった場合、確認申請の窓口である市役所等に行って閲覧することはできるか。	非木造建物要領 第4条
	構造 計算													1-7	非木造建物の調査、積算を行う際によく「構造計算」という言葉がでてくるが、どのような計算をいうのか。	非木造建物要領 第7条
	構造 計算													1-8	改造工法の積算を行う際の構造計算は、対象となる建物の建築時に遡って計算をするのか。	非木造建物要領 第7条
	構造 計算													1-9	改造工法等の積算に伴う構造計算は、どの程度の精度を求められるのか。	非木造建物要領 第7条
プレ ハブ														1-10	プレハブ建物は非木造建物か。	建物算定要領 第2条
プレ ハブ														1-11	プレハブ住宅は、非木造建物要領で調査積算を行ってもよいのか。	非木造建物要領 第3条
混 構造														1-12	鉄骨建物と木造建物が混在している場合は、どのように取り扱うのか。	非木造建物要領 第1条
						特殊 基礎	特殊 基礎							1-13	積雪対策などのため木造建物のコンクリート基礎が高くなっており、一部は車庫などにも使われている。基礎を非木造建物として取り扱ってよいのか。	非木造建物要領 第1条
建物 or 附帯														1-14	例えば、建物として登記されているが床が施工されていない物置や、基礎はあるが構造が簡素である倉庫などに対し、建物算定要領又は附帯工作物調査算定要領のどちらの要領を用いるか判断に迷った場合、どのように判断を行えばよいのか。	—
			矩計											2-1	建築関係の図書によく矩計図がでてくるが、どのような図面をいうのか。	図面作成基準 別表

非木Q&A一覧

番号 要点ポイント

非木造建物調査算定要領の解説(改訂版)
令和2年4月(修正 令和3年3月)

全般		調査	図面	数量						算定			Q&A 番号	内容	関連要領等
建物 区分	工法 等			全般	仮設	土工 地業	く体	仕上	設備	解体	直工	推建 費			
			基礎										2-2	図面作成基準において、構造詳細図(断面図)などのなかに、基礎関係が記載されていないのはなぜか。	図面作成基準 別表
			寸法										2-3	図面に記載する寸法の数値を教えてください。	図面作成基準 9
			数量										3-1	計測基準でいう数量とは、どのような数量のことか。	計測基準 I.3
			他の 基準										3-2	非木造建物の積算に当たって、非木造建物要領などに記載のないところはどのような基準で積算すればいいのか。	建築数量積算基準・同解説 公共建築工事標準仕様書
			数量										3-3	面積や仕上材等の数量はどのように取り扱うのか。	非木造建物要領 第13条
						統計 値							3-4	土木(基礎)関係の統計数量のうち、砂利・割石敷及び捨コンクリートの1階床面積1㎡当たりの統計数量が、小数点以下3位まで求めているのは何故か。	非木造建物要領 第13条 計測基準 統計数量表
						必要 仮設							3-5	非木造建物を建築するに当たっては、どのような仮設が必要なのか。	計測基準 II
						足場 種別							3-6	外部足場は、現場では枠組み以外の足場が使用されることもあるが、なぜ補償額の積算は枠組みを標準としているのか。	計測基準 II.1.(4)
						登り 桟橋							3-7	非木造建物で登り桟橋は原則として3階以上の建物で必要のある場合としているが、必要のある場合とはどのような場合か、また、2階以下の建物には、登り桟橋が必要ないのか。	計測基準 II.1.(6)
							く体 意味						3-8	建物の話によく「く体」という用語がでてくるが、その意味は。	ー
							RC						3-9	鉄筋コンクリート造(RC造)・鉄骨鉄筋コンクリート造(SRC造)の建物は、基礎と一体となっているのに、なぜ統計数量表に基礎コンクリートの数値が表示されているのか。	計測基準 統計数量表 第2、第3
							RC						3-10	鉄筋コンクリート造(RC造)や鉄骨鉄筋コンクリート造(SRC造)の建物のコンクリート数量を積算するときに、コンクリートの中にある鉄筋や鉄骨などを統計数量から差し引く場合はどのようにするのか。	建築数量積算基準・同解説
							型枠						3-11	型枠の数量を計算する際に、普通型枠、打放し型枠、曲面型枠に区分することとなっているが、型枠の種類の違いを教えてください。	計測基準 V.2
							型枠						3-12	型枠の数量を計算する際に、普通型枠、打放し型枠、曲面型枠に区分することとなっているが、統計数量表にはどのように適用させるのか。	計測基準 V
							RC						3-13	統計数量表の構造区分にでてくるラーメン構造と壁式構造の違いを教えてください。	計測基準 V.2.(2)、V.3.(2)

非木Q&A一覧

番号 要点ポイント

非木造建物調査算定要領の解説(改訂版)
令和2年4月(修正 令和3年3月)

全般		調査	図面	数量							算定			Q&A 番号	内容	関連要領等
建物 区分	工法 等			全般	仮設	土工 地業	く体	仕上	設備	解体	直工	推建 費	移転 料			
							S							3-14	鉄骨の積載にあたっての、ボルト、工場塗装、工場加工、現場溶接、現場建方が全て鋼材数量で積算することとなっているが、各々の数量を求めなくてよいのか。	計測基準 V.4
								内装 外装						3-15	非木造建物の内外装の積算はどのようにするのか。	計測基準 VI
							間 仕切	間 仕切						3-16	間仕切に伴うく体、間仕切下地(壁の骨組下地)、下地(板)、仕上の区分を説明してほしい。	計測基準 VI.1
							S	塗装						3-17	塗装材による表面処理の数量計算にあたり、建具又は鉄骨などの塗装材による表面処理についての計測は「適切な統計値」にすることができることになっているが、「適切な統計値」とはどのような数値か。	計測基準 VI.2.(3).⑬ 建築数量積算基準・同解説
									建築 設備					3-18	非木造建物の建築設備の補償は新設補償となるのか。	計測基準 VIII
									設備 のみ 支障					3-19	建物本体は直接支障とならず、建築設備や建物付随工作物のみが支障となった場合はどのように取り扱うのか。	—
									配管					3-20	地下(床下・ビット)の電線管などの配管はどのように積算するのか。	計測基準 VII.VIII
									照明 器具					3-21	移設可能な照明器具などの取り扱いはどうにするのか。	計測基準 VII
									設備 判断					3-22 -1	システムキッチン、業務用冷蔵庫、エアコン及び太陽光発電設備などは、移設の困難性により建築設備と判断してもかまわないか。	計測基準 VIII
									給水 設備					3-22 -2	同一敷地内に複数棟の建物が存する場合の給水設備はどの建物の建築設備とすればよいか。	—
										解体 仮設				3-23	解体工事の仮設はどのようなものを計上するのか。	計測基準 IX
										発生 材				3-24	非木造建物を解体するときに市場価値のある材が発生するが、補償額算定にあたってどのように取り扱えばよいか。	計測基準 IX
										発生 材				3-25	非木造建物を解体するときに発生する廃棄材の処理は通常どのように行われているのか。	計測基準 IX
						統計 値の 事例	統計 値の 事例							3-26	統計数量表の数値はどのように定められたのか。	統計数量表
						統計 値 不可	統計 値 不可							3-27	公衆浴場や劇場等について(統計数量表(1)注書きでは)、原則として別途個別に各数量を積算することになっているが、なぜ統計数量の適用が困難なのか。	統計数量表 第1.1

非木Q&A一覧

番号 要点ポイント

非木造建物調査算定要領の解説(改訂版)
令和2年4月(修正 令和3年3月)

全般		調査	図面	数量							算定			Q&A 番号	内容	関連要領等
建物 区分	工法 等			全般	仮設	土工 地業	く体	仕上	設備	解体	直工	推建 費	移転 料			
						複合 用途	複合 用途							3-28	1棟の建物に二つ以上の用途(店舗付住宅等)がある場合は、統計数量表(1)の「用途の取扱い」及び耐用年数の認定はどのような取扱いになるか。	統計数量表 第1.1
							面積 区分							3-29	統計数量表の面積区分では、用途区分により延床面積の最大値が異なっているが、例えば用途区分「工場・倉庫」13,000㎡以上の建物でも10,000㎡以上の統計数量値を使用してよいのか。	統計数量表 第3、第4
						階層	階層							3-30	各階の用途や面積が異なる場合の階層などの取扱いはどのようにすればよいのか。	統計数量表 第1
						階層	階層							3-31	1階に床面積に含まれないピロティーなどがある場合の階層の認定はどのようにになるか。	統計数量表 第1
						階層	階層							3-32	最上階に将来増築の予定がある構造で建築されている建物については、それを明確となる設計図書等がある場合には、予定された階層の統計値を採用してよいのか。	統計数量表 第1
						多雪 等	多雪 等							3-33	多雪地区又は地震対策地域等の建物については、本統計数量値を補正する必要があるか。	統計数量表
						地下	地下							3-34	統計数量値には、地下階の数量を含まないとしているが、地下階の有る場合の別途算出の方法は、どのようにすればよいのか。	統計数量表 第2
						地下	地下							3-35	地下階のある場合の、基礎関係、く体コンクリート量、鉄骨量関係の、階層、面積、階高等の統計数量の適用にあたっては、地下階も含めて判断するのか。	統計数量表 第2、第3、第4
						一部 2階								3-36	平家建の工場等の建物に、一部2階が存する場合(一部2階層)の土工(基礎)関係の統計数量の適用にあたっては、Q3-54の鉄骨量計算と同様に2階が存する部分と存しない部分に区分して計算し、それぞれの数量を合算するのか。	統計数量表 第2
		杭				杭								3-37	杭地業の有無の判断はどのようにすればよいのか。	統計数量表 第2
		地盤 状況				地盤 状況								3-38	統計数量表(4)の「地盤状況」の判断が困難な場合の取扱いは、どのようにすればよいのか。	統計数量表 第2
						基礎 範囲								3-39	基礎関係の統計数量値の範囲はどこまでか、また、基礎コンクリートは地盤面(GL)までか、それとも天端までか。	統計数量表 第2
						基礎 形態								3-40	基礎の形態、例えば、独立基礎とべた基礎又は布基礎では、根切、基礎く体コンクリート等の使用数量が異なると思われるが、補正を必要としないのか。	統計数量表 第2
						残土 埋戻								3-41	残土処分量及び埋戻し量は、統計数量を適用すればよいのか。	統計数量表 第2
						土間 コン	RC							3-42	土間コンクリートとはどのようなものか。また、統計数量表(5)注書きで、「基礎コンクリートには、土間コンクリート分が含まれていないので、施工されている場合には、別途個別に算出して計上する。」としているのはなぜか。	統計数量表 第2

非木Q&A一覧

番号 要点ポイント

非木造建物調査算定要領の解説(改訂版)
令和2年4月(修正 令和3年3月)

全般		調査	図面	数量						算定			Q&A 番号	内容	関連要領等	
建物 区分	工法 等			全般	仮設	土工 地業	く体	仕上	設備	解体	直工	推建 費	移転 料			
						面積 加算								3-43	基礎の数量算出の基準となる「1階床面積」は、建築基準法に基づき算定した面積か。また、床面積に算入していないピロティー、ポーチ等で、基礎が施工されている場合の取扱いはどうになるのか。	統計数量表 第2
						RC	RC							3-44	「統計数量表(5)及び(6)の鉄筋コンクリート造(RC造)・鉄骨鉄筋コンクリート造(SRC造)のラーメン式及び壁式の基礎コンクリートは、表(12)及び(13)のく体コンクリートに含まれている。」は、どのような取扱いになるのか。	統計数量表 第2、第3
							RC 面積 加算							3-45	鉄筋コンクリート造(RC造)又は鉄骨鉄筋コンクリート造(SRC造)の共同住宅建物のベランダ等の数量算出に際し、床面積の取扱いはどうになるのか。	統計数量表 第3
							RC スラブ 土間							3-46	鉄筋コンクリート造(RC造)・鉄骨鉄筋コンクリート造(SRC造)の建物の1階床は、構造体であるスラブにて施工されることが通常であり、Q3-42で説明されている土間コンクリートでの施工は少ないと考えられるが、あえて統計数量表(12)注書きに、「土間コンクリートは含まれていないため、別途個別計算して計上する。」とあるのはなぜか。	統計数量表 第3
							RC 地下							3-47	地下階のく体コンクリート量は個別積算となっているが、1階の床と地下の床についても個別積算となるのか。	統計数量表 第3
							RC 階高 階層							3-48	鉄筋コンクリート造(RC造)の建物などの階層によって階高が異なっている場合の階高補正はどうになるのか。	統計数量表 第3
							RC 異種 材料							3-49	主要構造部の一部(壁、梁、床又は屋根)が異種材料で施工されている場合のコンクリート量の取扱いはどのようにすればよいのか。	統計数量表 第3
							SRC							3-50	鉄骨鉄筋コンクリート造(SRC造)の建物のコンクリート量の計算の方法は、どのようにになるのか。	統計数量表 第3
							SRC							3-51	別表統計数量表の表(11)には、専用住宅の数値が掲載されていないが、どの用途を採用すればよいのか。	統計数量表 第3
		見分 け方					RC							3-52	鉄筋コンクリート造(RC造)と鉄骨鉄筋コンクリート造(SRC造)の外観による見分け方があったら教えてほしい。	—
							S 平均 階高							3-53	鉄骨の統計数量値の基準となる「平均階高」は、どのように判断すればよいのか。	統計数量表 第4
							S 一部 2階							3-54	平家建工場等の建物に一部2階が存する場合の鉄骨量は、どのように算出するのか。	統計数量表 第4
							S 異種 材料							3-55	鉄骨造建物で、一部部材が木材等異種材料の場合は、どのように取り扱えばよいのか。	統計数量表 第4
							S 走行 クレーン							3-56	走行クレーンが設置されている場合の鉄骨数量の具体的な補正の方法は、どのようにになるのか。	統計数量表 第4

非木Q&A一覧

番号 要点ポイント

非木造建物調査算定要領の解説(改訂版)
令和2年4月(修正 令和3年3月)

全般		調査	図面	数量							算定			Q&A 番号	内容	関連要領等
建物 区分	工法 等			全般	仮設	土工 地業	く体	仕上	設備	解体	直工	推建 費	移転 料			
							S 肉厚							3-57	鉄骨量の統計数量値は、構造及び鉄骨の肉厚によって区分されているが、建物の構造成材として使用されている場合には、鋼材の肉厚は不可視部分であり、具体の判断が困難ではないか。	統計数量表 第4
							S 共同 住宅							3-58	鉄骨造(S造)の共同住宅建物のベランダ等の鉄骨量は、どのように取扱うのか。	統計数量表 第4
S 統計 値×							S 統計 値×							3-59	学校などの自転車置場を統計数量表により鉄骨などの数量を求めることは可能か。	統計数量表 第4
						用途 不明 確	用途 不明 確							3-60	工場と倉庫、工場と事務所など用途が不明確な場合の統計数量表の取り扱いについて教えてほしい。	統計数量表 第1
							S キャノ ピー							3-61	ガソリンスタンドのキャノピーは鉄骨造建物(S造)の適用で統計数量表を用いてよいか。	統計数量表 第2、第4
						機械 基礎								3-62	工場にある機械工作物のための取り付け台やビットの取扱いは統計数量表のなかの土工やコンクリートで対応できるのか。	統計数量表 第2
						吹抜	吹抜							3-63	吹き抜けなどがある建物の統計数量表の適用は、吹き抜け部分を考慮し、想定床面積などを計算し適用するのか。	統計数量表 第3、第4
						プレ ハブ	プレ ハブ							3-64	プレハブ住宅(鉄骨と木造の混合など)は、鉄骨の建物として、統計数量表を適用して積算ができるか。	統計数量表 第2、第4
							S 混 構造							3-65	鉄骨造建物(S造)の一部が木造となっている場合に、鉄骨を統計数値により積算することは可能か。	統計数量表 第2、第4
									設備 or 機械					3-66	低温倉庫に使用してある冷却装置は、建物の建築設備として取り扱うのか。	計測基準 VIII
専門 家				専門 家									専門 家	3-67	解説書や説明会などでよく「専門家に意見を聞いて判断する」という言葉を耳にするが、専門家とはどのような資格をもった人のことか。	統計数量表
						石造	石造							3-68	統計数量表に石造がないのだが、積算の方法を教えてください。	統計数量表
						構造 計算	構造 計算							3-69	統計数量表にある統計数値は、構造計算が行われているものなのか。	統計数量表
						RC ホテル 等	RC ホテル 等							3-70	鉄筋コンクリート造(RC造)や鉄骨鉄筋コンクリート造(SRC造)のホテルや旅館は、どの用途で統計数量表を適用させるのか。	統計数量表 第1、第2、第3
					足場 期間									3-71	仮設工事における外部足場の設置期間はどのように決めればよいか。	明細書式 7、工事工程表

非木Q&A一覧

番号 要点ポイント

非木造建物調査算定要領の解説(改訂版)
令和2年4月(修正 令和3年3月)

全般		調査	図面	数量							算定			Q&A 番号	内容	関連要領等
建物 区分	工法 等			全般	仮設	土工 地業	く体	仕上	設備	解体	直工	推建 費	移転 料			
											科目 番号			4-1	書式内にある“1.2足場”とか“2.1.1土の処理”の番号は常に固定して考えるのか。	明細書式 4
											単価			5-1	非木造建物標準単価表に掲載してある単価は「複合単価」と「合成単価」だと聞いているが、どのような単価のことか。	非木造建物要領 第2条第4項、第5項
											コン 強度			5-2	コンクリートの単価表の細目内容の単位N/mm ² のNは何をあらわしているのか。	—
											諸率			6-1	共通仮設費と諸経費の内容を教えてください。	明細書式 6①、6②
											諸率			6-2	同一敷地内に木造建物と非木造建物がある場合の共通仮設費の取り扱いはどうすればよいのか。	明細書式 6①、別記 諸率表
											諸率			6-3	解体工事費にともなう共通仮設費と諸経費はどのように積算するのか。	明細書式 6①、6②、別記 諸率表
											諸率			6-4	同一敷地内に複数の建物が存する場合、当該敷地の支障状況によっては各々の建物の移転工法が異なることもあり得るが、諸経費の取扱いはどうすればよいのか。	明細書式 6②、別記 諸率表
											単価			6-5	補償標準単価表にない単価を「建設物価」などで求める場合にどのように求めればよいのか。	非木造建物要領 第10条
											見積			6-6	非木造建物補償標準単価表に掲載のない単価を見積で積算する場合に、何社程度の見積が必要か、またその場合に見積額を補正する必要があるか。	[参考]機械設備工事費算定基準 第3
											見積	諸率		6-7	見積書を徴した場合の、諸経費の取扱いはどうすればよいのか。	明細書式 6②なお書き
							前欄 最高 補正				前欄 最高 補正			6-8	最高値を限度とした補正とは、どのように補正するのか。	統計数量表 2 明細書式 6②、別記 諸率表
												補償 率		7-1	再築工法については、運用方針第16第1項(6)において、「建物の現在価値＋運用益損失額」を「従前建物の推定再建築費」×「再築補償率」に置き換えて算定することとなっている。再築補償率の要素について解説を。	補償基準細則 第15 (国交省運用方針 第16)
												耐用 年数		7-2	非木造建物の耐用年数表について1等級にある腐食性を有する液体又は気体を使用している工場、倉庫とはどのような業種か。	標準書 基準・要領編 [I]-2 (4)非木造建物標準耐用年数判定表
												実態 耐用 ・ 価値		7-3	建物の実態的耐用年数を定めることができる場合は、取扱要領第6条ただし書きの「標準耐用年数によることが適当でないと認められるとき」と取扱要領第7条第2項の「従前の建物が、経過年数が標準耐用年数を超えている建物である場合」の2つ規定されているが、どういった場合に一級建築士等の意見を聴取し、又はその他の適切な方法により建物の実態的耐用年数を定めることができるのか。	(国交省取扱要領 第6条、第7条第2項)

非木Q&A一覧

番号 要点ポイント

非木造建物調査算定要領の解説(改訂版)
令和2年4月(修正 令和3年3月)

全般		調査	図面	数量							算定			Q&A 番号	内容	関連要領等
建物 区分	工法 等			全般	仮設	土工 地業	く体	仕上	設備	解体	直工	推建 費	移転 料			
													価値 補正	7-4	取扱要領第7条第1項ただし書き後段に価値補正率は、「従前の建物の経過年数が標準耐用年数の5割未満であっても特に価値補正を考慮する必要があると認められるときは、一級建築士等の意見を聴取し、又はその他適切な方法により定めることができるものとする。」と規定されているが、価値補正開始時期を従前建物の経過年数が標準耐用年数の5割経過より前でも可能な場合とはどのような場合か。	(国交省取扱要領 第7条第2項)
													実態 価値	7-5	標準耐用年数によることが適当でなく時期を問わず実態的耐用年数を定めることもでき、また、価値補正も経過年数が耐用年数の5割未満でも考慮できる場合とは、どのような場合で、その際の実態的耐用年数と価値補正の適用関係はどのようなになるのか。	
													価値 補正	7-6	非木造建物について、補修の実態を踏まえ、価値補正率(α)を定めることができる補修工事には、どのようなものがあるか。	標準書 基準・要領編 [I]-1.(4) 2 非木造建物の再築補償率
													価値 補正	7-7	非木造建物は補修の実態を踏まえ、一級建築士等の意見を聴取し、又はその他適切な方法により価値補正率(α)を定めることができるものとする規定されているが、具体の算定方法はどのように行えば良いか。	標準書 基準・要領編 [I]-1.(4) 2 非木造建物の再築補償率
													価値 補正	7-8	非木造建物も木造建物と同様に30%を超える価値補正率を定めることは認められないのか。	標準書 基準・要領編 [I]-1.(4) 2 非木造建物の再築補償率
		補修 工事											価値 補正	7-9	非木造建物の補修工事の実態調査は、具体的にどのように行うのか。	標準書 基準・要領編 [I]-1.(4) 2 非木造建物の再築補償率
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	8	算定例1【RC造】併用住宅 算定例2【S造】作業所・倉庫 算定例3【RC造】住家兼車庫	-